



日田市監査委員告示第 20 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 光岡小学校、小野小学校、前津江小学校

措置の内容 : 別紙のとおり

令和5年12月22日

日田市監査委員 小ケ内 聡行  
同 梅原 竜也

## 定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p><b>【光岡小学校】</b>  <b>○備品の管理について</b>                      令和4年度に購入された「牛乳保冷庫」(1台)について、備品登録及び備品内容の表示が付されていないかった。</p> <p><b>【小野小学校】</b>  <b>○刃物の管理について</b>                      農業用倉庫で保管されている「草刈鎌」について、総数把握がなされていないかった。</p>	<p><b>【光岡小学校】</b>                      備品登録については、物品の納品が行われたのち、速やかに備品管理システムへの登録を行うことになっておりますが、所定の手続きを失念していたことにより登録ができておりませんでした。                      直ちに備品管理システムへの登録を行い、牛乳保冷庫に備品シールを貼付いたしました。今後は適切な備品管理を行ってまいります。</p> <p><b>【小野小学校】</b>                      農業倉庫の「草刈鎌」については、収納ケースに種類の名称記載はしていたものの、総数の表示をしておりませんでした。                      刃物類に関しましては、鍵のかかる場所に保管する事のほか、数の表記を行うことは紛失での事故を防ぐ等、危機管理上の対応として必要な管理であることの認識不足が原因でありました。                      直ちに収納ケースへ総数の表示を行い、個々に通し番号を記入し、適正に管理が行えるよう改善いたしました。</p>

監査の結果	措置の内容
<p>【前津江小学校】</p> <p><b>○薬品の管理について</b></p> <p>保健室で管理されている薬品について、施錠のできない保管庫にて保管されていた。</p>	<p>【前津江小学校】</p> <p>現在、学校で児童が服用する薬は、児童自身が持参した処方薬のみで、保健室での薬類の管理を行っていなかったことから、鍵のついていない保管庫を薬品庫として使用しておりました。</p> <p>しかしながら、保管庫内には開封済みのオスバンも保管されており、「学校における薬品管理マニュアル」にも使用状況に応じ施錠して保管するよう記載されておりますことから、薬品管理の認識不足によることが原因でありました。</p> <p>直ちに保健室内の戸棚に新しく鍵を取り付け、そこに薬品を保管するよう改善を行いました。今後はマニュアルに則った適正な管理を行ってまいります。</p>